川崎区役所表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区長が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰を受けることができるものは、個人又は団体とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は各号に 定めるところによる。
- (1)表彰状 政治、経済、学術、技芸その他区政の進展に貢献し、 その功績が広く区民の賞賛を得られるもの
- (2)感謝状 寄附等その功績が一過性のもの又は前号に該当しな いもの
- (3) 賞状 一定の期間、時期において、競技会、コンクール等で 優れた成績、作品等を残したものに対し賞名を付すもの

(表彰の種類)

- 第4条 表彰の種類は、次のとおりとする。
- (1)表彰状による表彰
- (2)感謝状による表彰
- (3)賞状による表彰

(贈呈基準)

- 第5条 表彰状及び感謝状による表彰は、次の各号のいずれかに該 当するものに対して行う。
- (1)区の行政に寄与し、功績があったもの
- (2)観光の振興及び商工業等に功績があったもの

- (3)公益又は社会福祉の増進に貢献したもの
- (4)教育、学術、体育及び文化の向上並びに青少年育成活動に貢献したもの
- (5)徳行に優れ、区民の模範とするに足るもの
- (6)本区に10万円以上の金額又はこれに相当する物品を寄付したもの
- (7)全各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの
- 2 賞状による表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。
- (1)区主催の競技会等において成績優良なもの
- (2)区以外の団体が主催する競技会等において成績優良なもので、 第1項の基準のいずれかに準じるもの

(表彰)

第 6 条 表彰は、書面又はそれに準じたものを授与する。また、必要により副賞を贈呈することができる。

なお、被表彰者が表彰前に死亡したときは、これを遺族に追贈 することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、随時とする。

(欠格条項等)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する事業等については、表彰は 行わないものとする。
- (1)法令又は公序良俗に反するもの
- (2)区の政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3)区の宗教的中立を損なうおそれのあるもの
- (4)営利を目的としているもの
- (5)協議会等において主催するものが公共の福祉に反するものと

認めるとき

(6)前各号に定めるもののほか、区の行政の運営に関する一般方針に反し、表彰することが不適当と認めるもの

(事務)

第9条 表彰に関する事務は、当該表彰内容と関係する事務を所管 する部署が行なうものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、 川崎区長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月29日から施行する。